

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年 4月 1日～2031年 3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容

目標1 女性職員の育児休業取得率100%を維持し、男性職員の育児休業取得率100%を目指す。

<取組内容>

- ・2026年 4月～ 育児休業制度、産後パパ育休に関する認知度調査
- ・2026年 7月～ 制度内容に関する資料作成と周知
- ・2027年 4月～ 取得状況の確認および男性職員の育児休業取得者事例を収集
配偶者が出産を控えている男性職員へ情報提供し、さらなる取得率アップへつなげる
- ・産前産後、育児休業中の休業給付や社会保険料免除制度の周知、情報提供（随時）

※2024年4月～2025年3月の実績

女性の育児休業取得率（育児休業取得者数÷出産者数） 100%

男性の育児休業取得率（育児休業取得者数÷配偶者の出産者数） 83.3%

目標2 年次有給休暇の取得率を全体で75%以上を目標とする

<取組内容>

- ・2026年 4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
- ・2026年 9月～ 取得日数の少ない職員に声かけを行い、取得しやすい環境をつくる

※過去実績

2022年度 62.4%

2023年度 71.2%

2024年度 71.9%

2025年度 71.8%